

学校感染症への対応について

◇【登校許可証が必要な感染症について】

児童が学校保健安全法施行規則第18条に規定されている感染症にかかった場合には学校内での集団感染を防ぐため、出席停止の措置となります。町田市では、町田市医師会と委託契約し出席停止措置の際に、特定の11疾病について「登校許可証」(治癒証明書)を発行し、証明手数料を公費で負担しています。

特定の11疾病(1.百日咳 2.麻疹(はしか) 3.流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 4.風疹 5.水痘(水ぼうそう) 6.咽頭結膜熱(プール熱) 7.結核 8.髄膜炎菌性髄膜炎 9.流行性角結膜炎 10.急性出血性結膜炎 11.溶連菌感染症)に該当する場合は、登校する際に「登校許可証」(治癒証明書)が必要です。

《この用紙(複写式)は学校にあります。必要な方は、学校にお申し出ください。》

※ この公費負担制度は、あくまでも町田市医師会との委託契約で行っている制度で、市外の医療機関では取り扱わない場合や保護者負担が発生する場合があります。

◇【登校許可証対象外の感染症について】

上記の11疾病以外の感染症(インフルエンザ、感染性胃腸炎、手足口病など)にかかった場合も出席停止になります。医師の許可が出るまで休んでいただきます。登校する際には、保護者の方が下記の感染症罹患・登校届にご記入の上、登校時に提出して下さい。(本校ホームページからもプリントアウトしてご使用いただけます。)

----- き り と り -----

感染症罹患・登校届

町田市立金井小学校長 様

医師より診断を受け、___月___日から___月___日まで治療休養していましたが、医師の許可が出たので、本日より登校します。

受診した医療機関名：[]

診断名：[] インフルエンザ(A ・ B)

[] 感染性胃腸炎

[] その他()

(診断名の [] に○をつけてください)

___年___月___日

___年 ___組 児童名

保護者名

印

※この用紙は、保護者の方が記入・押印してください。